

山口県報

令和6年
3月29日
(金曜日)

目 次

○公告
令和六年度山口県予算の要領の公表(財政課) 一
令和五年度山口県補正予算の要領の公表(財政課) 一九



(五九) 令和六年度山口県予算の要領の公表

令和六年二月山口県議会定例会で議決された令和六年度山口県予算の要領は、次のとおりです。

令和六年三月二十九日

山口県知事 村 岡 政

令和六年度山口県一般会計予算

令和六年度山口県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ744,020,567千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。
(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)
第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)
第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款	税	歳	入	項	入	金額
1	県	1	県	1	県	187,261,767
		2	事	2	民	49,582,175
		3	業	3	業	43,178,357
		4	費	4	消	58,458,000
		5	取	5	取	2,758,078
		6	得	6	得	1,497,000
		7	税	7	税	460,000
		8	た	8	場	12,518,484
		9	ば	9	引	18,641,673
		10	こ	10	取	8,000
		11	用	11	車	
		12	税	12	税	
		13	軽	13	油	
		14	油	14	区	
		15	引	15	税	
		16	取	16	税	11,000
		17	得	17	税	149,000
			税		物	
					税	63,838,000
					税	63,838,000
					税	27,429,000
					税	24,658,000
					税	2,366,000
					税	68,000
					税	26,000

報 告 口 号	種 別	費 用 内 容	費 用 額
7	商 工 費	1 農 林 地 業 費 2 水 産 業 費 3 商 業 費 4 工 業 費 5 観 光 費	11,326,746 6,904,421 5,171,131 108,939,093 2,957,455 104,785,678 1,195,960
8	土 木 費	1 管 理 費 2 道 路 橋 り よ う 費 3 河 川 海 岸 費 4 港 湾 費 5 都 市 計 画 費 6 住 宅 費	71,050,781 7,094,360 32,410,968 16,536,126 7,468,247 5,074,977 2,466,103
9	警 察 費	1 警 察 活 動 費 2 警 察 管 理 費	38,978,740 36,176,761 2,801,979
10	教 育 費	1 教 育 総 務 費 2 小 学 校 費 3 中 学 校 費 4 高 等 学 校 費 5 特 別 支 援 学 校 費 6 社 会 教 育 費 7 社 体 育 費 8 保 健 学 費 9 大 学 費 10 大 学 費 11 大 学 費	19,521,300 38,241,809 23,926,874 24,050,024 14,751,994 1,437,431 705,241 1,499,089 9,535,077 7,071,424
11	災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費 2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費 3 学 校 施 設 等 災 害 復 旧 費	1,615,936 5,295,488 160,000
12	公 債 費	1 公 債 費	84,299,489
13	諸 支 出 金	1 公 債 費	84,299,489 95,783,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
1 地方消費税清算金	令和6年度から	(1) 令和6年度の利子補給補助金及び利子補給の対 象とする融資の総額は、4,050,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に對する利子補給補助金 は、年/・75%を限度とする額の1/2に相当する額 とする。 (3) 金融機関に對する利子補給額は、年/・7%を限 度とする額とする。	57,268,000
2 利子割交付金	令和6年度から	(1) 令和6年度の利子補給補助金及び利子補給の対 象とする融資の総額は、1,600,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に對する利子補給補助金 は、年/・9%を限度とする額の1/2に相当する額と する。 (3) 金融機関に對する利子補給額は、年/・7%を限 度とする額とする。	117,000
3 配当割交付金	令和6年度から	(1) 令和6年度の利子補給の対象とする融資の総額 は、30,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年2.5%を限度とする額とする。 (3) 金融機関に對する利子補給額は、年/・3%を限 度とする額とする。	996,000
4 株式等譲渡所得割交付金	令和5年度から	(1) 令和6年度の利子補給の対象とする融資の総額 は、150,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年2.5%を限度とする額とする。 (3) 金融機関に對する利子補給額は、年/・3%を限 度とする額とする。	1,100,000
5 法人事業税交付金	令和6年度から	(1) 令和6年度の利子補給補助金及び利子補給の対 象とする融資の総額は、600,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に對する利子補給補助金 は、年/・1%を限度とする額の1/2に相当する額と する。 (3) 金融機関に對する利子補給額は、年/・3%を限 度とする額とする。	3,198,000
6 地方消費税交付金	令和2年度から	(1) 令和6年度の利子補給の対象とする融資の総額 は、400,000千円とする。 (2) 金融機関に對する利子補給額は、年/・15%を限 度とする額とする。	32,205,000
7 ゴルフ場利用税交付金	令和2年度から	(1) 令和6年度の利子補給の対象とする融資の総額 は、400,000千円とする。 (2) 金融機関に對する利子補給額は、年/・15%を限 度とする額とする。	323,000
10 環境性能割交付金	令和2年度から	(1) 令和6年度の利子補給の対象とする融資の総額 は、400,000千円とする。 (2) 金融機関に對する利子補給額は、年/・15%を限 度とする額とする。	576,000
14 子 備 費	1 子 備 費		200,000
合 計			744,020,567

山口県報

25	経営安定支援資金等(返済資金)に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	令和6年度から令和21年度まで	山口県信用保証協会が令和6年度に30,000,000千円を限度として貸付けを行う経営安定支援資金(返済負担軽減等特別資金)に係る損失の70/100に相当する額
26	国立大学法人山口大学医学部の医師養成増付金	令和6年度から令和12年度まで	72,000千円
27	国立大学法人山口大学医学部の令和5年度入学者の臨時増員に付する貸付金	令和6年度から令和11年度まで	21,600千円
28	地域医療再生計画に基づく大学医学部に対する貸付金	令和6年度から令和11年度まで	108,000千円
29	高度産業人材確保事業に係る奨学金に対する貸付金	令和6年度から令和21年度まで	49,920千円
30	看護職員県内定着促進事業に係る奨学金に対する補助金	令和6年度から令和15年度まで	28,800千円
31	地域医療を担う若手薬剤師確保・育成事業に係る奨学金に対する補助金	令和6年度から令和15年度まで	10,080千円
32	東部地域支援事業に係るアフリックプログラム修了者に対する補助金	令和6年度から令和7年度まで	2,500千円
33	セミナーパーク昇降機設備改修事業の一括契約	令和6年度から令和7年度まで	33,812千円
34	秋吉台国際芸術村空調設備改修工事の一括契約	令和6年度から令和7年度まで	108,118千円
35	国際総合センター昇降機設備改修事業の一括契約	令和6年度から令和7年度まで	60,434千円
36	山口図書館空調設備改修工事の一括契約	令和6年度から令和7年度まで	192,114千円
37	山口図書館外壁等改修事業の年度を越える工事を一括契約	令和6年度から令和7年度まで	255,261千円
38	公金の収納に係る業務委託等の年度を越える事業を一括契約	令和6年度から令和9年度まで	1,428千円
39	県東部地域県立武道館整備事業の年度を越える物件移動を一括契約	令和6年度から令和7年度まで	478,754千円
40	自動車税納税通知書等の年度を越える事業を一括契約	令和6年度から令和9年度まで	46,387千円
41	山口県地震・津波被害想定の見直しに係る事業委託の一括契約	令和6年度から令和7年度まで	97,000千円
42	庁内電話等設備維持管理事業の一括契約	令和6年度から令和9年度まで	23,970千円
43	山口県産業連関表の作成に係る業務委託の一括契約	令和6年度から令和7年度まで	20,472千円
44	県立豊浦総合支援学校太陽光発電設備設置事業の一括契約	令和6年度から令和7年度まで	42,119千円
45	委託訓練の実施に係る業務委託の一括契約	令和6年度から令和8年度まで	210,937千円
46	県営かんがい排水改良事業の一括契約	令和6年度から令和7年度まで	300,000千円
47	〃(新開作地区排水機)	令和6年度から令和7年度まで	200,000千円
48	〃(沖開作地区排水機)	令和6年度から令和7年度まで	180,000千円
49	(阿徳地区ダム) 経営体育成基盤整備事業の一括契約	令和6年度から令和7年度まで	260,000千円
50	〃(王宮東地区3場整備)	令和6年度から令和7年度まで	180,000千円
51	〃(王宮白崎地区1場整備)	令和6年度から令和8年度まで	150,000千円

(伊佐中央地区)ほ場整備)			
52 県営老朽ため池整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和6年度から令和8年度まで	185,000千円	
53 “ (ソウケ堤地区)	令和6年度から令和8年度まで	190,000千円	
54 潜水防除事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (御畑地区) 北之江地区排水機製作(据付工事)	令和6年度から令和7年度まで	300,000千円	
55 “ (小郡開作地区排水機製作据付工事)	令和6年度から令和7年度まで	300,000千円	
56 県営海浜海岸保全施設整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (江崎漁港海岸)	令和6年度から令和8年度まで	1,500,000千円	
57 車両整備事業の年度を越える動産の買入れを一括契約すること。	令和6年度から令和7年度まで	37,180千円	
58 道路改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (国道491号稲荷橋上下)	令和6年度から令和7年度まで	168,000千円	
59 “ (県道岩国玖珂線5号橋) (上部工)	令和6年度から令和7年度まで	750,000千円	
60 “ (県道防府環状線柳川橋) (上部工)	令和6年度から令和7年度まで	147,000千円	
61 “ (県道通津周東線宗本橋) (上部工)	令和6年度から令和7年度まで	480,000千円	
62 “ (県道油田港線)	令和6年度から令和7年度まで	100,000千円	
63 防衛施設周辺道路整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (県道峰ヶ峯公園線)	令和6年度から令和7年度まで	296,940千円	
64 “ (県道銭壺山公園線)	令和6年度から令和7年度まで	93,300千円	
65 橋りょう補修事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (国道262号不動電橋)	令和6年度から令和7年度まで	151,000千円	
66 “ (県道宇部美奈線(上五ノ瀬橋))	令和6年度から令和7年度まで	200,000千円	
67 “ (県道山口秋吉台公園(自転車道)開通)	令和6年度から令和7年度まで	50,000千円	
68 橋りょう補修事業の年度を越える工事に ついて西日本旅客鉄道株式会社と協定すること。 (国道191号大江跨線橋)	令和6年度から令和8年度まで	100,000千円	
69 “ (国道437号大島大橋)	令和6年度から令和8年度まで	260,000千円	
70 “ (県道船木津布田線(上河原跨線橋))	令和6年度から令和8年度まで	260,000千円	
71 広域河川改修事業の年度を越える工事に ついて国土交通省と協定すること。 (有働川)	令和6年度から令和7年度まで	147,000千円	
72 広域河川改修事業に係る調査委託の年度を越える事業を一括契約すること。 (阿武川(ほか236カ所))	令和6年度から令和7年度まで	262,500千円	
73 都市計画(街路)整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (泉町平川線(上部工))	令和6年度から令和8年度まで	463,050千円	
74 都市公園整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (維新百年記念公園)	令和6年度から令和7年度まで	157,500千円	
75 過疎地域下水道代行事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和6年度から	787,500千円	

と。 (周防大島町)	令和7年度まで	
76 県営住宅建設事業等 の年度を越える工事を 一括契約すること。 (中高層耐火構造)	令和6年度から 令和7年度まで	771,121千円
77 警察施設照明器具 LED化改修事業の年度 を越える工事を一括契 約すること。交通セン サー及び交通安全学習 館)	令和6年度から 令和7年度まで	104,950千円
78 “	令和6年度から	71,848千円
79 “ (岩国警察署)	令和6年度から 令和7年度まで	77,392千円
80 “ (宇部警察署及び生活安 全ふれあい館)	令和6年度から 令和7年度まで	74,894千円
(下関警察署)	令和6年度から 令和7年度まで	118,188千円
81 美東交番整備事業の一 括契約すること。	令和6年度から 令和7年度まで	178,429千円
82 県立岩国高等学校校 舎建設事業の年度を越 える工事を一括契約す ること。	令和6年度から 令和7年度まで	43,419千円
83 県立柳井高等学校校 舎建設に係る設計委託 一括契約すること。	令和6年度から 令和7年度まで	49,360千円
84 県立田布施農工高等 学校校舎建設に係る設 計委託の年度を越える 工事を一括契約すること。	令和6年度から 令和7年度まで	164,188千円
85 県立山口農業高等学 校校舎外壁改修事業の一 括契約すること。	令和6年度から 令和7年度まで	148,770千円
86 県立下関西高等学校 校舎建設事業を一括契 約すること。	令和6年度から 令和7年度まで	1,148,585千円
87 県立山口農業高等学 校校舎建設事業の年度 を越える工事を一括契 約すること。	令和6年度から 令和8年度まで	
88 山口県立大学南キャン パス解体事業の年度	令和6年度から	

を越える工事を一括契 約すること。	令和7年度まで	81,697千円
第3表 地 方 債		
起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法
庁舎等維持管理事業	100,000	証書借入又 は証券発行
防災体制整備拡充事業	1,670,000	年8.0%以 内 ただし、 利率見直し 方式で借入 率の低い見 直し率にお いて、当該 見直し率に よる。
輸送力増強対策事業	5,000	
障害者自立支援対策事業	50,000	
児童福祉施設整備事業	98,000	
環境推進事業	62,000	
県営かんがい排水改良事業	248,000	
広域営農団地農道整備事業	79,000	
基幹農道整備事業	87,000	
経営体育成基盤整備事業	544,000	
県営中山間地域総合整備事業	96,000	
団体営土地改良事業	2,000	
基盤整備促進事業	1,000	
ふるさと農道緊急整備事業	55,000	
県営老朽ため池整備事業	456,000	
団体営農地防災事業	12,000	
地すべり対策事業(農林)	42,000	
県営海岸保全施設整備事業	103,000	
湛水防除事業	59,000	
国営農地再編整備事業負担金	116,000	
償 還 の 方 法	元利均等半年賦又は元金均 等半年賦30年以内のもの は、特別に定める条件に よる。	

(単位 千円)

山 口 県 報 道		山 口 県 報 道	
令和6年3月29日 金曜日		(号 外-29)	
広域基幹林道開設事業	76,000	河川情報基盤緊急整備事業	89,000
ふるさと林道緊急整備事業	110,000	周防高潮対策事業	230,000
一般治山事業	720,000	河川工作物関連応急対策事業	139,000
保安林改良事業	31,000	河川災害関連事業	267,000
林地荒廃防止事業	41,000	単独河川改修事業	1,242,000
小規模治山事業	35,000	自然災害防止事業(河川)	140,000
広域水産物供給基盤整備事業 (漁港)	143,000	河川直轄事業負担金	180,000
漁港漁場機能高度化事業	111,000	深川川総合開発事業	437,000
漁港海岸保全施設整備事業	85,000	ダム建設実施調査事業	301,000
広域水産物供給基盤整備事業 (漁場)	149,000	堰堤改良事業	98,000
国際総合センター運営事業	236,000	堰堤修繕事業	91,000
舗装補修事業	81,000	高潮対策事業	201,000
道路災害防除事業	891,000	侵食対策事業	35,000
単独道路舗装事業	755,000	自然災害防止事業(海岸)	19,000
単独道路災害防除事業	219,000	土木諸事業	112,000
単独路側整備事業	296,000	通常砂防事業	1,414,000
道路改良事業	1,876,000	災害関連緊急砂防事業	34,000
単独道路改良事業	3,037,000	地すべり対策事業(建設)	181,000
道路直轄事業負担金	5,324,000	災害関連緊急地すべり対策事 業	73,000
交通安全施設整備事業(道路 管理者分)	460,000	急傾斜地崩壊対策事業	554,000
単独交通安全施設整備事業 (道路管理者分)	581,000	災害関連緊急急傾斜地崩壊対 策事業	115,000
橋りょう補修事業	2,675,000	砂防災害関連事業	99,000
単独橋りょう補修事業	9,000	単独砂防改良事業	58,000
広域河川改修事業	1,046,000	自然災害防止事業(砂防)	384,000

1 母子父子寡婦福祉資金 51,549
 歳 出 合 計 51,549

令和6年度中小企業近代化資金特別会計予算

令和6年度山口県中小企業近代化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(号 外—29)

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ491,033千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	項	入	金額
2 繰 入 金	1 他 会 計 繰 入 金	153,695	153,695
3 繰 越 金	1 繰 越 金	5,109	5,109
4 諸 収 入	1 貸付金元利収入	257,229	257,229
	2 雑 入	29,212	29,212
5 県 債	1 県 債	75,000	75,000
	合 計	491,033	491,033
1 中小企業近代化資金	1 中小企業設備近代化資金	491,033	491,033
	2 中小企業高度化資金	108,691	108,691
	合 計	491,033	491,033

第2表 地方債 (単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小規模企業等設備貸与事業資金	75,000	政府予算貸付方法による。	年8.0%以内	国の定める方法による。

令和6年度下関漁港地方卸売市場特別会計予算

令和6年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ346,136千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	項	入	金額
1 分担金及び負担金	1 負 担 金	12,799	12,799
2 使用料及び手数料	1 使 用 料	88,703	88,703
5 繰 入 金	1 他 会 計 繰 入 金	149,717	149,717
6 繰 越 金	1 繰 越 金	1	1
7 諸 収 入	1 延 滞 金	94,916	94,916

令和6年3月29日 曜日

歳入	3	雑計	入	94,915
歳入	合	歳計	出	346,136
款 項 出 金 額				
1 下関漁港地方卸売市場費	2	市場管理費	346,136	
歳出	合	計	346,136	

令和6年度林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和6年度山口県の林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ153,847千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳入	歳	雑計	入	280
歳入	合	歳計	出	153,847
款 項 出 金 額				
1 貸付金元利収入	1	雑計	入	280
歳入	合	歳計	出	153,847

令和6年度沿岸漁業改善資金特別会計予算

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,397千円と定める。

(歳入歳出予算)

令和6年度山口県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,397千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(単位 千円)

歳入	歳	雑計	入	101,397
歳入	合	歳計	出	101,397
款 項 出 金 額				
1 沿岸漁業改善資金	1	沿岸漁業改善資金	101,397	
歳出	合	計	101,397	

令和6年度当せん金付証券発売事業特別会計予算

令和6年度山口県の当せん金付証券発売事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,786,494千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(単位 千円)

歳入	歳	事業	入	3,785,976
歳入	合	歳計	出	3,786,494
款 項 出 金 額				
1 事業収入	1	事業収入	3,785,976	
歳入	合	歳計	出	3,786,494

歳入		歳出		歳入歳出予算	
款	項	款	項	歳入	歳出
				金額	金額
令和6年度山口県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。					
(歳入歳出予算)					
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,840,176千円と定める。					
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。					
第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)					
歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
1 証券収入	1 証券収入	3,840,175	3,840,175	1 証券収入	1 証券収入
2 繰越金	1 繰越金	3,840,175	3,840,176	1 繰越金	1 繰越金
1 繰越金	1 繰越金	3,840,176	3,840,176	1 繰越金	1 繰越金
令和6年度土地取得事業特別会計予算					
令和6年度山口県の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。					
(歳入歳出予算)					
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ274,268千円と定める。					
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。					
第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)					
歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
1 財産収入	1 財産運用収入	274,267	734	1 財産収入	1 財産運用収入
2 繰越金	2 財産売却収入	273,533	1	2 繰越金	2 財産売却収入
1 繰越金	1 繰越金	274,268	1	1 繰越金	1 繰越金
令和6年度公債管理特別会計予算					
令和6年度山口県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。					
(歳入歳出予算)					
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ113,290,424千円と定める。					
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。					
(地方債)					
第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。					
第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)					
歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
1 繰入金	1 他会計繰入金	84,063,584	84,063,584	1 繰入金	1 他会計繰入金
2 県債	1 県債	29,226,840	29,226,840	2 県債	1 県債
1 繰入金	1 合計	113,290,424	113,290,424	1 繰入金	1 合計

1 公債費	1 公債費	113,290,424			
歳出	合計	113,290,424			
第2表 地方債		113,290,424			(単位 千円)
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
借換債	29,226,840	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内	
			ただし、利率見直り方式で借入れる資金について、直ちに償還し、当該利率は、当該利率による。	ただし、特別のものには、条 件による。	

令和6年度港湾整備事業特別会計予算

令和6年度山口県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,632,211千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

1 使用料及び手数料	1 使用料	1,584,799
2 寄付金	1 寄付金	594,425
3 繰越金	1 繰越金	594,425

4 諸収入	1 繰越金	121,586		
5 県債	1 雑収入	121,586		
	合計	1,331,400		
歳入	合計	1,331,400		
歳入	合計	3,632,211		
1 港湾整備事業費	1 港湾整備事業費	3,632,211		
第2表 地方債	合計	3,632,211		
		(単位 千円)		
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業	1,331,400	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内
			ただし、利率見直り方式で借入れる資金について、直ちに償還し、当該利率は、当該利率による。	ただし、特別のものには、条 件による。

令和6年度地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計予算

令和6年度山口県の地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,648,503千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表

地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款	歳入	歳出	金額
1 分担金及び負担金	1 負担金		292,117
2 諸収入	1 貸付金元利収入		736,186
3 県債	1 県債		620,200
	1 合計		1,648,503
款	項	出	金額
1 県立病院機構費	1 県立病院機構費		1,648,503
	1 合計		1,648,503
第2表 地方債			(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立病院機構貸付金	620,200	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、借り手側で直に利率の引上りを行う場合は、引上り率に相当する見直しによる。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものは、条に先と協議して定める条件による。

令和6年度就農支援資金特別会計予算

令和6年度山口県の就農支援資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,938千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款	歳入	歳出	金額
2 繰入金	1 他会計繰入金		376
3 繰越金	1 繰越金		5,816
4 諸収入	1 繰越金		5,816
	1 貸付金元利収入		9,746
	2 雑収入		9,745
	1 合計		1
	1 合計		15,938
款	項	出	金額
1 就農支援資金	1 就農支援資金		15,938
	1 合計		15,938

令和6年度国民健康保険特別会計予算

令和6年度山口県の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ137,959,944千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	歳入	金額
1 分担金及び負担金	1 負担金	35,847,167
2 国庫支出金		35,847,167
		35,820,838

科目	金額	歳入	歳出
4 前期高齢者交付金	23,393,368		
1 国庫負担金	12,427,470		
2 国庫補助金	55,275,938		
1 前期高齢者交付金	55,275,938		
5 共同事業交付金	316,233		
1 共同事業交付金	316,233		
6 財産収入	80		
1 財産運用収入	80		
8 繰入金	7,892,822		
1 他会計繰入金	7,464,650		
2 基金繰入金	428,172		
9 繰越金	2,802,600		
1 繰越金	2,802,600		
10 諸収入	4,266		
5 雑計収入	4,266		
合計	137,959,944		
歳入		137,959,944	
歳出			137,959,944
1 総務費	35,105		
1 総務管理費	34,725		
2 運営協議会費	380		
2 保険給付費等交付金	112,366,225		
1 保険給付費等交付金	112,366,225		
3 後期高齢者支援金等	16,993,618		
1 後期高齢者支援金等	16,993,618		
4 前期高齢者納付金等	17,482		
1 前期高齢者納付金等	17,482		
5 介護納付金	4,978,704		
1 介護納付金	4,978,704		
6 病床転換支援金等	16		
1 病床転換支援金等	16		
7 共同事業拠出金	316,355		
1 共同事業拠出金	316,355		
8 財政安定化基金支出金	295,493		
1 財政安定化基金支出金	295,493		

9 保健事業費	1 財政安定化基金支出金	295,493
10 基金積立金	1 保健事業費	150,000
12 諸支出金	1 基金積立金	963,639
13 繰出金	1 償還金及び還付加算金	963,639
合計	1 償還金及び還付加算金	1,841,174
合計	1 繰出金	1,841,174
合計	1 繰出金	2,133
合計	1 繰出金	2,133

令和6年度産業団地整備事業特別会計予算

令和6年度山口県の産業団地整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ281,298千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳入

款

1 分担金及び負担金

1 負担金

3 繰入金

6 県債

1 他会計繰入金

1 県債

合計

合計

歳入

歳出

款	項	金額
1	産業団地整備事業費	281,298
	1 産業団地整備事業費	281,298
歳出	合計	281,298

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
産業団地整備事業の年度を越える工事を一括契約する(小国防地区)	令和6年度から令和7年度まで	200,000千円

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
産業団地整備事業	259,000	証券借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、借り手側において、直ちに返済する見込みがある場合は、直後の利率による。	満期一括/10年以内 ただし、特別のものには、条 件による。

令和6年度電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度山口県の電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総販売電力量 149,523,000KWH

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定量は、次のとおりと定める。

第1款 電気事業収益

2,538,477千円

第1項 営業収益

2,500,553千円

第2項 附帯事業収益	25,376千円
第3項 財務外収益	152千円
第4項 事業外収益	12,393千円
第5項 特別利益	3千円

支出

第2款 電気事業費用	2,320,300千円
第1項 営業費用	2,197,722千円
第2項 附帯事業費用	23,664千円
第3項 財務費用	304千円
第4項 事業外費用	95,607千円
第5項 特別損失	3千円
第6項 予備費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定量は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額314,218千円は、過年度分損益勘定留保資金273,327千円、減債積立金13,425千円及び当年度資本的収支調整額27,466千円で補てんするものとする。)

収入

第3款 資本的収入	5,731千円
第3項 資本剰余金	4,546千円
第4項 固定資産収入	1千円
第5項 雑収入	1,184千円

支出

第4款 資本的支出	319,949千円
第1項 建設費	416千円
第2項 改良費	303,007千円
第3項 投資資金	1千円
第4項 償還金	13,425千円
第6項 補助金返還金	100千円
第8項 予備費	3,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期 間	限 度	額
菅野発電所改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和6年度から令和8年度まで		194,897千円
菅野発電所修繕事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和6年度から令和7年度まで		120,000千円
徳山発電所修繕事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和6年度から令和8年度まで		300,000千円
小瀬川発電所改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和6年度から令和7年度まで		50,829千円
木鹿川発電所改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和6年度から令和7年度まで		98,939千円
木鹿川発電所改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和6年度から令和7年度まで		660,000千円
新阿武川発電所改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和6年度から令和10年度まで		1,650,000千円
新阿武川発電所改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。(7工区)	令和6年度から令和7年度まで		23,505千円
新阿武川発電所改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。(2工区)	令和6年度から令和10年度まで		484,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

電気事業費用のうち、営業費用、附帯事業費用、財務費用及び事業外費用の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 427,344千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

令和6年度工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度山口県の工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総給水量 571,800,000m³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 工業用水道事業収益 7,318,964千円

第1項 営業収益 6,826,678千円

第2項 営業外収益 492,283千円

第5項 特別利益 3千円

支出

第2款 工業用水道事業費用 6,636,676千円

第1項 営業費用 6,443,079千円

第2項 営業外費用 183,594千円

第5項 特別損失 3千円

第6項 予備費 10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的

支出額に対し不足する額3,519,966千円は、過年度分損益勘定留保資金3,184,705千円

及び当年度資本的収支調整額335,261千円で補てんするものとする。)

収入

第3款 資本的収入 1,812,809千円

第1項 企業債 1,130,000千円

第4項 資本剰余金 247,154千円

第5項 固定資産収入 1千円

第6項 雑収入 435,654千円

支出

第4款 資本的支出 5,332,775千円

第2項 改良費 4,183,272千円

第3項 投資 1千円

第4項 償還金 1,134,502千円

第6項 補助金返還金 5,000千円
 第7項 予備費 10,000千円
 (債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
小瀬川工業用水道改良事業の年度を越えること(設計委託)	令和6年度から令和7年度まで	80,000千円
富田夜市川工業用水道改良事業の年度を越えること	令和6年度から令和7年度まで	39,600千円
佐波川工業用水道改良事業の年度を越えること(計装設備工事)	令和6年度から令和7年度まで	300,000千円
佐波川工業用水道改良事業の年度を越えること(送水管布設工事)	令和6年度から令和7年度まで	12,143千円
厚狭川工業用水道改良事業の年度を越えること(電気機器及び計装設備工事)	令和6年度から令和8年度まで	941,911千円
木屋川工業用水道改良事業の年度を越えること(電気機器工事)	令和6年度から令和7年度まで	39,780千円
木屋川工業用水道改良事業の年度を越えること(送水管二条化工事)	令和6年度から令和7年度まで	1,000,000千円
山口県企業局財務会計・予算編成システムの構築等に係る業務委託等の年度を越える事業を包括すること。	令和6年度から令和7年度まで	49,661千円

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法

資金	千円	証券借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率の見直しを行うに ついては、当該見直し後の利率による。	30年以内に毎年元金均等 又は元金均等償還する ものとする。特別のもの は、借入先と協議して定 める条件による。
周南工業用水道改良資金	160,000			
富田夜市川工業用水道改良資金	80,000			
佐波川工業用水道改良資金	170,000			
厚東川工業用水道改良資金	300,000			
木屋川工業用水道改良資金	420,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

工業用水道事業費用のうち、営業費用及び営業外費用の相互流用
 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

職員給与費 721,495千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

令和6年度流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度山口県の流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 流域関連市町数 5市町
 - (2) 年間総処理水量 12,046,450m³
 - (3) 1日平均処理水量 33,004m³
 - (4) 主要な建設改良事業

周南流域下水道整備事業費	628,400千円
田布施川流域下水道整備事業費	283,000千円
- (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款 流域下水道事業収益	収入	1,858,509千円
第1項 営業収益		934,916千円
第2項 営業外収益		923,593千円
第2款 流域下水道事業費用	支出	1,858,509千円
第1項 営業費用		1,823,273千円
第2項 営業外費用		35,236千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第3款 資本的収入	収入	1,218,432千円
第1項 企業債		247,600千円
第2項 国庫支出金		579,332千円
第3項 負担金		391,500千円
第4款 資本的支出	支出	1,218,432千円
第1項 建設改良費		912,354千円
第2項 固定資産購入費		5,134千円
第3項 償還金		300,944千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
周南流域下水道整備事業の年度を越える工事を一括契約(電気設備工事)	令和6年度から令和7年度まで	327,600千円
田布施川流域下水道整備事業の年度を越える工事を一括契約(電気設備工事)	令和6年度から令和7年度まで	378,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業	247,600千円	証券借入又は証券発行	年0.0%以内ただし利率で借り入れた資金利率のついた見直しを当該利率に直後におい見直しする。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦(30年以内)ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、840,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

流域下水道事業費用のうち、営業費用及び営業外費用の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 41,118千円

(注) 令和5年度山口県一般会計補正予算の歳入歳出

令和5年12月31日現在議決済額及び議決済額と令和5年度山口県一般会計補正予算の歳入歳出の差額をいふ。

令和5年度山口県一般会計補正予算

山口県長官 中 園 隆 浩

令和5年度山口県一般会計補正予算(第5号)

令和5年度山口県の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ83,318,113千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ765,118,906千円とする。

2	歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 (継続費の補正)										
第2条	継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。 (繰越明許費)										
第3条	地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。 (地方債の補正)										
第4条	地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。										
第1表	歳入歳出予算補正 歳入										
											(単位 千円)
1	県	款	項	補正額	補正前の額	計					
		税									
		1	県民税	△9,158,622	200,789,941	191,631,319					
		2	事業税	611,117	51,666,693	52,277,810					
		3	地方消費税	△653,718	42,182,252	41,528,534					
		4	不動産取得税	△9,060,000	70,711,000	61,651,000					
		5	県たばこ税	52,317	2,550,098	2,602,415					
		6	ゴルフ場利用税	26,000	1,478,000	1,504,000					
		8	軽油引取税	△17,000	470,000	453,000					
		9	自動車税	△557,317	12,973,160	12,415,843					
		10	鉱区税	385,979	18,557,738	18,943,717					
		17	産業廃棄物税	△1,000	10,000	9,000					
		18	旧法による税	△1,000	180,000	179,000					
				56,000	0	56,000					
2	地方消費税清算金			△2,568,000	66,700,000	64,132,000					
		1	地方消費税清算金	△2,568,000	66,700,000	64,132,000					
3	地方譲与税			2,022,000	26,214,000	28,236,000					
		1	特別法人事業譲与税	1,863,000	23,437,000	25,300,000					
		2	地方揮発油譲与税	153,000	2,374,000	2,527,000					
		3	石油ガス譲与税	△1,000	80,000	79,000					
5	航空機燃料譲与税			△1,000	28,000	27,000					
9	自動車重量譲与税			8,000	190,000	198,000					
4	地方特例交付金			△6,521	895,000	888,479					
		1	地方特例交付金	△6,521	895,000	888,479					
5	地方交付税			6,263,869	178,869,000	185,132,869					
		1	地方交付税	6,263,869	178,869,000	185,132,869					
6	交通安全対策特別交付金			△73,227	317,000	243,773					
		1	交通安全対策特別交付金	△73,227	317,000	243,773					
7	分担金及び負担金			△221,398	4,042,617	3,821,219					
		1	分担金	6,330	345,872	352,202					
		2	負担金	△227,728	3,696,745	3,469,017					
8	使用料及び手数料			△155,385	8,536,779	8,381,394					
		1	使用料	△76,486	6,755,071	6,678,585					
		2	手数料	△78,899	1,781,708	1,702,809					
9	国庫支出金			△47,075,561	148,180,204	101,104,643					
		1	国庫負担金	△8,431,618	44,453,493	36,021,875					
		2	国庫補助金	△38,145,194	101,967,486	63,822,292					
		3	委託金	△498,749	1,759,225	1,260,476					
10	財産収入			77,638	758,254	835,892					
		1	財産運用収入	70,740	300,882	371,622					
		2	財産売却収入	6,898	457,372	464,270					
11	寄付金			△64,177	232,134	167,957					
		1	寄付金	△64,177	232,134	167,957					
12	繰入金			△6,836,372	36,390,173	29,553,801					
		1	特別会計繰入金	△838,382	5,193,736	4,355,354					
		2	基金繰入金	△5,997,990	31,196,437	25,198,447					
13	繰越金			16,737,500	3,826,453	20,563,953					
		1	繰越金	16,737,500	3,826,453	20,563,953					
14	諸収入			△30,961,796	114,020,964	83,059,168					

保 庫 口 中

15 県	債 債	1 県 債	△11,298,061	58,664,500	47,366,439	6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	△5,409,175	40,430,280	35,021,105
		6 雑 入	273,176	5,403,163	5,676,339		2 畜 産 業 費	△3,135,991	11,479,332	8,343,341
歳 入	入 出	合 計	△83,318,113	848,437,019	765,118,906	3 失 業 対 策 費	△44,953	479,689	434,736	
		補 正 額		補 正 前 の 額	計	4 労 働 委 員 会 費	△9,071	100,957	91,886	
1 議 会	費 費	1 議 会 費	△34,810	1,453,973	1,419,163	5 水 産 業 費	△447,339	5,585,006	5,137,667	
		1 議 会 費	△34,810	1,453,973	1,419,163	1 商 業 費	△35,576,693	123,556,764	87,980,071	
2 総 務	費 費	1 総 務 管 理 費	16,774,557	18,924,560	35,699,117	2 工 敏 業 費	△35,191,102	114,628,989	79,437,887	
		2 企 画 調 整 費	△559,620	9,085,101	8,525,481	3 観 光 費	△26,070	1,024,792	998,722	
3 民 生	費 費	4 市 町 村 振 興 費	△249,835	1,254,978	1,005,143	1 管 理 費	△86,709	6,869,796	6,783,087	
		5 選 挙 費	△271,744	1,048,183	776,439	2 道 路 橋 り よ う 費	△641,371	38,388,864	37,757,493	
4 衛 生	費 費	6 防 災 費	△454,156	3,760,779	3,306,623	3 河 川 海 岸 費	△3,540,607	25,595,177	22,054,570	
		7 統 計 調 査 費	△69,836	471,802	401,966	4 港 湾 費	△1,610,455	10,234,285	8,623,830	
3 民 生	費 費	8 人 事 委 員 会 費	△4,756	133,554	128,798	5 都 市 計 画 費	△710,152	3,973,233	3,263,081	
		9 監 査 委 員 会 費	△3,219	181,179	177,960	6 住 宅 費	△113,362	3,005,464	2,892,102	
3 民 生	費 費	1 社 会 福 祉 費	△1,746,498	103,802,448	102,055,950	1 警 察 管 理 費	△475,595	37,153,718	36,678,123	
		4 児 童 福 祉 費	△1,583,339	80,005,127	78,421,788	2 警 察 活 動 費	△420,914	34,551,169	34,130,255	
4 衛 生	費 費	7 生 活 保 護 費	△117,182	22,572,335	22,455,153	1 警 察 活 動 費	△54,681	2,602,549	2,547,868	
		8 災 害 救 助 費	△96,857	247,860	151,003	1 教 育 総 務 費	△2,852,809	128,871,901	126,019,092	
4 衛 生	費 費	1 公 衆 衛 生 費	△32,037,126	68,157,198	36,120,072	2 小 学 校 費	534,718	13,949,091	14,483,809	
		4 環 境 衛 生 費	△28,778,522	50,445,327	21,666,805	3 中 学 校 費	△1,222,241	38,764,720	37,542,479	
8 医 薬 院	費 費	7 保 健 所 費	△467,505	2,877,439	2,409,934	4 高 等 学 校 費	△1,031,960	24,183,708	23,151,748	
		8 医 薬 院 費	△650,975	2,895,999	2,245,024	7 特 別 支 援 学 校 費	△310,317	23,989,553	23,679,236	
10 病 院	費 費	10 病 院 費	△2,139,350	9,863,677	7,724,327	8 社 会 教 育 費	△180,390	13,940,238	13,759,848	
		10 病 院 費	△774	2,074,756	2,073,982		△75,325	1,441,111	1,365,786	

11 災 害 復 旧 費	9 保 健 体 育 費	△91,447	694,978	603,531
	10 大 学 学 費	△18,112	2,139,425	2,121,313
	11 学 事 費	△457,735	9,769,077	9,311,342
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	△6,893,414	16,377,908	9,484,494
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	△1,159,121	2,334,499	1,175,378
	4 学 校 施 設 等 災 害 復 旧 費	△5,625,348	13,883,409	8,258,061
	1 公 債 費	△108,945	160,000	51,055
	12 公 債 費	△558,543	86,281,670	85,723,127
	1 公 債 費	△558,543	86,281,670	85,723,127
	13 諸 支 出 金	△5,539,648	110,141,041	104,601,393
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	△4,698,000	70,345,000	65,647,000
2 利 子 割 交 付 金	△12,000	128,000	116,000	
3 配 当 割 交 付 金	△83,000	1,168,000	1,085,000	
4 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	458,000	763,000	1,221,000	
5 法 人 事 業 税 交 付 金	△11,000	3,140,000	3,129,000	
6 地 方 消 費 税 交 付 金	△1,311,000	33,718,000	32,407,000	
7 ゴ ー ル フ 場 利 用 税 交 付 金	△4,000	330,000	326,000	
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	37,596	11,797	49,393	
10 環 境 性 能 割 交 付 金	85,756	535,244	621,000	
11 利 子 割 精 算 金	△2,000	2,000	0	
歳 出 合 計	△83,318,113	848,437,019	765,118,906	
第 2 表 継 続 費 補 正 変 更			(単 位 千 円)	

款	項	事 業 名	補 正 前		補 正 後			
			総 額	年 度 年 割 額	総 額	年 度 年 割 額		
8	土 木 費	3 河 川 海 岸 錦 川 総 合 開 発 事 業 費	87,793,000	4	2,205,700	87,793,000	4	2,205,700
5			3,587,500		3,587,500			
6			3,000,000		3,000,000			
7			3,000,000		3,000,000			
8			2,006,279		2,006,279			
9			1,230,000		1,230,000			
10			4,745,021		4,745,021			
11			3,900,000		3,900,000			
12			4,334,137		4,334,137			
13			2,900,000		2,900,000			
14			2,600,988		2,600,988			
15			1,500,000		1,500,000			
16			1,298,000		1,298,000			
17			1,992,000		1,992,000			
18			1,377,000		1,377,000			
19			1,474,000		1,474,000			
20			2,250,000		2,250,000			
21			2,400,000		2,400,000			
22			1,058,098		1,058,098			
23			849,571		849,571			
24			555,000		555,000			

			6	1,069,000	6	964,000
			7	1,852,000	7	1,852,000
			8	3,292,000	8	2,701,000
			9	2,198,000	9	2,733,000
			10	1,491,000	10	1,491,000
			11	102,259	11	553,340

第3表 繰越明許費
1 追 加

(単位 千円)

款	項	事	項	金 額
2 総務費	2 企画調整費	国土調査事業費 文化行政推進費		162,719 3,125
3 民生費	1 社会福祉費	身体障害者福祉法等施行事務費 地域活動推進費		143,540 6,482
		障害者自立支援対策費 介護保険対策費		280,852 681,119
	4 児童福祉費	在宅心身障害児(者)対策費 児童健全育成対策費		1,898 1,800
		児童福祉施設整備費補助 児童福祉施設整備費補助		17,009 17,009
	7 生活保護費	生活保護施設整備費補助 感染症予防費		31,350 211,130
4 衛生費	4 公衆衛生費	環境推進費 一般廃棄物処理対策費		16,118 30,000
	8 医薬費	医療関係法施行事務費		98,200

6 農林水産業費	1 農業費	救急休日夜間医療対策費 薬事指導費		3,353 208,100
		単県農山漁村整備事業費 農林総合技術センター運営費		43,650 304,329
	3 農地費	県営かんがい排水改良事業費 県営中山間地域総合整備事業費 ふるさと農道緊急整備事業費		428,728 102,260 51,296
		団体営農地防災事業費 国営農地再編整備事業負担金		136,841 294,436
	4 林業費	林産物振興事業費 優良種苗確保事業費		530,463 1,450
		造林事業費 造林推進事業費		28,958 258,186
		林地荒廃防止事業費 小規模治山事業費		14,121 44,746
	5 水産業費	地域水産物供給基盤整備事業費 単独漁港建設改良事業費		12,000 2,871
	7 商工業費	石油貯蔵対策事業費 観光宣伝費		53,100 75,805
	8 土木費	土木諸費 単独道路舗装費		102,429 460,068
		単独道路災害防除費 道路調査費		277,465 13,118
		単独橋りょう補修費		60,555

3	河川海岸費	河川基本調査費 都市基盤河川改修事業費 単独河川改修費 侵食対策事業費 自然災害防止事業費 堰堤修繕事業費 砂防等維持管理運営費 災害関連地域防災対策崩 れ対策事業費 単独砂防改良費 自然災害防止事業費	26,845 14,967 1,383,100 8,997 17,979 191,117 78,956 216,192 145,430 618,443 200,000 22,007 8,201 118,420 25,314 3,891 31,600 2,668 26,894 120,000 10,000 1,300 39,844 75,032	河川基本調査費 都市基盤河川改修事業費 単独河川改修費 侵食対策事業費 自然災害防止事業費 堰堤修繕事業費 砂防等維持管理運営費 災害関連地域防災対策崩 れ対策事業費 単独砂防改良費 自然災害防止事業費
4	港湾費	港湾維持管理運営費 港湾環境整備事業費 単独海岸事業費 空港維持管理費	200,000 22,007 8,201 118,420	港湾維持管理運営費 港湾環境整備事業費 単独海岸事業費 空港維持管理費
5	都市計画費	下水道受託事業費	25,314	下水道受託事業費
6	住宅費	県営住宅管理費 一般管理費	3,891 31,600	県営住宅管理費 一般管理費
9	警察管理費	駐在所等改築費 営繕費	2,668 26,894	駐在所等改築費 営繕費
10	教育費	教育庁運営費 児童生徒健全育成費 一般管理費 特別支援学校費 県立大学整備費 私立学校運営費補助	120,000 10,000 1,300 39,844 75,032	教育庁運営費 児童生徒健全育成費 一般管理費 特別支援学校費 県立大学整備費 私立学校運営費補助

11	災害復旧費	農林水産施設災害復旧費 農地災害復旧事業費 林道災害復旧事業費 治山施設災害復旧事業費 土木過年単独災害復旧事業費 土木現年単独災害復旧事業費 県有施設災害復旧事業費	827,000 58,205 39,295 16,905 153,956 10,610	農地災害復旧事業費 林道災害復旧事業費 治山施設災害復旧事業費 土木過年単独災害復旧事業費 土木現年単独災害復旧事業費 県有施設災害復旧事業費
12	合計	計	9,686,835	

2	変更	款	項	事	項	補正前	補正後
2	総務費	10	病院管理費	庁舎等維持管理費 県立病院機構管理指導費		268,261 65,519	942,548 115,616
6	農林水産業費	3	農地費	広域営農団地農道整備事業費 経営体育成基盤整備事業費 農業集落排水事業費 基盤整備促進事業費 県営老朽ため池整備事業費 地すべり対策事業費 県営海岸保全施設整備事業費 広域基幹林道開設事業費 普通林道開設事業費 ふるさと林道緊急整備事業費 一般治山事業費		1,910,797 68,800 30,000 704,959 52,968 46,470 111,935 24,108 126,315 574,550 75,600	3,424,896 122,736 36,600 1,517,036 56,574 193,418 182,971 29,644 126,259 1,095,588 359,379

輸送力増強対策事業	5,000	証券借入又は証券発行	年8.0%以内としたし、利率の低い資金に借り入れた後、当該利率に引き上げられる。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内の特典のものは、借入先と協議による。
生活保護施設整備事業	10,400			
土木現年直轄災害復旧事業負担金	52,300			
計	67,700			

2 変更

起債の目的	補		正		補		正		後
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
庁舎等維持管理事業	226,000	証券借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内の特典のものは、借入先と協議による。	0	証券借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内の特典のものは、借入先と協議による。	
障害者自立支援対策事業	69,000				71,300				
老人福祉施設整備事業	168,000				177,500				
児童福祉施設整備事業	18,000				15,800				
災害援護資金貸付金	100,000				2,267				
環境推進事業	23,000				12,100				
畜犬指導事業	28,000				44,700				
県営かんがい排水改良事業	179,000				172,600				
広域営農団地農道整備事業	192,800				200,200				
基幹農道整備事業	106,000				134,800				
経営体育成基盤整備事業	1,356,600				1,435,600				
県営中山間地域総合整備事業	98,000				105,700				
団体営土地改良事業	4,000				5,800				
基盤整備促進事業	5,000				4,100				
ふるさと農道緊急整備事業	89,000				56,500				

県営老朽ため池整備事業	739,800	578,500
団体営農地防災事業	7,000	19,800
地すべり対策事業(農林)	82,400	40,800
県営海岸保全施設整備事業	98,600	112,500
湛水防除事業	16,000	15,700
国営農地再編整備事業負担金	425,400	395,200
広域基幹林道開設事業	90,000	83,200
ふるさと林道緊急整備事業	78,000	78,500
一般治山事業	895,600	831,400
保安林改良事業	29,000	27,400
林地荒廃防止事業	6,000	11,500
小規模治山事業	60,000	63,200
広域水産物供給基盤整備事業(漁港)	425,000	423,200
漁港漁場機能高度化事業	102,800	73,100
漁港海岸保全施設整備事業	152,200	111,300
地域水産物供給基盤整備事業(漁場)	177,000	177,500
農林総合技術センター運営事業	633,000	0
舗装補修事業	505,000	301,800
道路災害防除事業	1,319,100	1,137,400
単独道路舗装事業	494,000	453,700
単独道路災害防除事業	219,000	112,500
単独路側整備事業	296,000	216,500
道路改良事業	2,765,000	2,132,500
過疎地域市町道代行業	48,900	49,500

山 口 県 報 道 (号 外-29)		令和6年3月29日 金曜日	
单独道路改良事業	3,024,000	2,341,600	
道路直轄事業負担金	5,546,900	5,587,000	
交通安全施設整備事業 (道路管理者分)	719,900	1,013,600	
单独交通安全施設整備 事業(道路管理者分)	788,000	882,900	
橋りょう補修事業	3,680,400	3,559,300	
单独橋りょう補修事業	9,000	40,500	
広域河川改修事業	1,613,800	1,462,300	
河川情報基盤緊急整備 事業	164,000	79,700	
周防高潮対策事業	382,000	366,400	
河川工作物関連応急対 策事業	467,200	427,400	
河川災害関連事業	267,000	0	
单独河川改修事業	1,862,000	1,862,100	
自然災害防止事業(河 川)	1,193,000	1,192,900	
河川直轄事業負担金	610,800	261,800	
錦川総合開発事業	295,000	295,200	
深川川総合開発事業	634,700	415,300	
ダム建設実施調査事業	367,000	219,600	
堰堤改良事業	552,300	534,800	
堰堤修繕事業	172,000	169,900	
高潮対策事業	227,000	206,500	
侵食対策事業	28,000	24,300	
自然災害防止事業(海 岸)	19,000	19,700	
通常砂防事業	1,661,700	1,552,300	
災害関連緊急砂防事業	34,000	0	
地すべり対策事業(建 設)	387,000	361,400	
災害関連緊急地すべり 対策事業	73,000	0	
急傾斜地崩壊対策事業	903,700	762,900	
災害関連緊急急傾斜地 崩壊対策事業	115,000	0	
砂防災害関連事業	99,000	0	
单独砂防改良事業	67,000	67,200	
自然災害防止事業(砂 防)	726,000	728,500	
港湾改修事業	301,000	349,800	
港湾既存施設有効活用 促進事業	346,600	307,900	
港湾環境整備事業	12,000	12,600	
港湾直轄事業負担金	3,966,200	2,412,700	
单独港湾改修事業	37,000	37,900	
海岸防災事業	789,600	737,800	
都市計画街路整備事業	451,800	308,100	
单独都市計画街路整備 事業	538,000	173,800	
都市公園整備事業	139,000	182,200	
单独都市公園整備事業	34,000	142,500	
公営住宅建設事業	657,000	627,300	
過疎地域下水道代行事 業	95,700	82,500	
防府警察署建設事業	54,000	46,400	
駐在所等改築事業	87,000	58,200	
管繕事業	34,000	33,700	
交通事故防止施設総合 整備事業	382,000	362,700	
一般管理事業	109,000	101,200	

校舎改築事業	63,000				0	
大規模改築事業	588,000			190,400		
施設改築事業	80,000			68,000		
施設整備事業	1,218,000			439,300		
県立大学整備事業	756,000			103,200		
私立高校等施設整備事業	12,000			0		
土木過年補助災害復旧事業	344,000			295,300		
土木過年単独災害復旧事業	27,000			26,000		
土木現年補助災害復旧事業	3,810,000			2,424,900		
土木現年単独災害復旧事業	521,000			604,000		
補助港湾災害復旧事業	124,000			0		
県立学校施設災害復旧事業	60,000			11,100		
治山施設災害復旧事業	22,000			12,500		
県有施設災害復旧事業	100,000			12,400		
臨時財政対策債	3,889,000			2,813,572		
計	58,664,500			47,298,739		

令和5年度中小企業近代化資金特別会計補正予算(第1号)

令和5年度山口県の中小企業近代化資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ715,530千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ423,005千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入 款 項	補 正 額	補正前の額	補 正		計
			前 償 還 の 法 方 法	後 償 還 の 法 方 法	
2 繰 入 金	△95,803	172,394			76,591
3 繰 越 金	△95,803	172,394			76,591
4 諸 収 入	△628,859	851,888			223,029
5 県 債	△9,215	75,000			65,785
1 中小企業近代化資金	△715,530	1,138,535			423,005
1 中小企業近代化資金	△104,681	442,425			337,744
2 中小企業高度化資金	△610,849	696,110			85,261
歳 出 合 計	△715,530	1,138,535			423,005
第2表 地方債補正					(単位 千円)
変 更					

起 債 の 目 的	補 正		後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
小規模企業者等設備貸与事業資金	75,000	政府予年8.0%算付以内の方法による。	65,785	政府予年8.0%算付以内の方法による。

令和5年度下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算(第2号)

令和5年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ12,123千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ393,437千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正		(単位 千円)	
歳入	歳入	補正額	補正前の額
1分担金及び負担金	1負担金	△40	14,850
			14,810
2使用料及び手数料	1使用料	△16,046	91,127
			75,081
5繰入金	1他会計繰入金	△5,747	200,675
			194,928
6繰越金	1繰越金	19,785	1
			19,786
7諸収	1延滞金	△10,075	98,907
		△1	1
	3雑入	△10,074	98,906
			88,832
	合計	△12,123	405,560
			393,437
1下関漁港地方卸売市場費	2市場管理費	△12,123	405,560
			393,437
	合計	△12,123	405,560
			393,437

令和5年度林業・木材産業改善資金特別会計補正予算(第1号)

令和5年度山口県の林業・木材産業改善資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ116,567千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,634千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正		(単位 千円)	
歳入	歳入	補正額	補正前の額
3繰越金	1繰越金	△114,516	119,199
			119,199
4諸収	1貸付金元利収	△2,051	3,002
			3,002
	2雑入	△2,050	3,000
			950
	合計	△116,567	122,201
		△1	2
			5,634
1林業・木材産業改善資金	1林業・木材産業改善資金	△116,567	122,201
			122,201
	合計	△116,567	122,201
			5,634

令和5年度沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)

令和5年度山口県の沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ97,312千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,085千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正		(単位 千円)	
歳入	歳入	補正額	補正前の額
3繰越金	1繰越金	△95,897	97,470
			97,470
4諸収	1貸付金元利収	△1,415	3,927
			3,927
	合計	△1,415	3,927
			2,512

歳入	合計	△97,312	101,397	4,085
歳出	合計			
1 沿岸漁業改善費	項目	補正額	補正前の額	計
金		△97,312	101,397	4,085
1 沿岸漁業改善費	項目	△97,312	101,397	4,085
歳出	合計	△97,312	101,397	4,085

令和5年度当せん金付証券発売事業特別会計補正予算(第1号)

令和5年度山口県の当せん金付証券発売事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ593,805千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,277,956千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳入	項目	補正額	補正前の額	計
1 事業収入		△871,695	3,871,232	2,999,537
3 繰越金	1 事業収入	△871,695	3,871,232	2,999,537
歳入	合計	277,890	1	277,891
歳出	合計	△593,805	3,871,761	3,277,956
1 当せん金付証券発売事業費	項目	補正額	補正前の額	計
歳出		△593,805	3,871,761	3,277,956
1 当せん金付証券発売事業費	項目	△593,805	3,871,761	3,277,956
歳出	合計	△593,805	3,871,761	3,277,956

令和5年度収入証紙特別会計補正予算(第1号)

令和5年度山口県の収入証紙特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ75,713千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,958,797千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳入	項目	補正額	補正前の額	計
1 証紙収入		△119,767	3,883,083	3,763,316
2 繰越金	1 証紙収入	△119,767	3,883,083	3,763,316
歳入	合計	195,480	1	195,481
歳出	合計	195,480	3,883,084	3,958,797
1 繰越金	項目	補正額	補正前の額	計
歳出		75,713	3,883,084	3,958,797
1 繰越金	項目	75,713	3,883,084	3,958,797
歳出	合計	75,713	3,883,084	3,958,797

令和5年度土地取得事業特別会計補正予算(第1号)

令和5年度山口県の土地取得事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ60,970千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,871千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳入	項目	補正額	補正前の額	計
1 財産収入		△77,021	86,840	9,819
4 繰越金	1 財産運用収入	△77,021	86,840	9,819
歳入	合計	1,052	1,006	2,058
歳出	合計	△78,073	85,834	7,761
1 財産収入	項目	補正額	補正前の額	計
歳出		16,051	16,051	16,052
4 繰越金	項目	16,051	16,051	16,052
歳出	合計	16,051	16,051	16,052

/ 港湾整備事業費	/ 港湾費	港湾整備費	262,900
-----------	-------	-------	---------

第3表 地方債補正 変更 (単位 千円)

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
港湾整備事業	1,774,300	証書借入れ又は地方債発行	1,620,000	証書借入れ又は地方債発行
		年8.0%以内の利率で、貸付金に充てる見込みとする。		年8.0%以内の利率で、貸付金に充てる見込みとする。
		元金均等償還方式による。		元金均等償還方式による。
		元金均等償還方式による。		元金均等償還方式による。

令和5年度地方独立行政法人山形県立病院機構特別会計補正予算(第1号)

令和5年度山形県の地方独立行政法人山形県立病院機構特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

- 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ83,562千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,242,079千円とする。
- 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

款	項	補正額	補正前の額	計
1分担金及び負担金		261	298,204	298,465
	1負担金	261	298,204	298,465

2諸収入	1貸付金元利収入	△1,223	896,637	895,414
		△1,223	896,637	895,414
3借債	1借債	△82,600	1,130,800	1,048,200
	1借債	△82,600	1,130,800	1,048,200
	合計	△83,562	2,325,641	2,242,079
1県立病院機構費	1県立病院機構費	△83,562	2,325,641	2,242,079
		△83,562	2,325,641	2,242,079
合計	合計	△83,562	2,325,641	2,242,079

第2表 地方債補正 (単位 千円)

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
県立病院機構貸付金	1,130,800	証書借入れ又は地方債発行	1,048,200	証書借入れ又は地方債発行
		年8.0%以内の利率で、貸付金に充てる見込みとする。		年8.0%以内の利率で、貸付金に充てる見込みとする。
		元金均等償還方式による。		元金均等償還方式による。
		元金均等償還方式による。		元金均等償還方式による。

令和5年度就農支援資金特別会計補正予算(第1号)

令和5年度山形県の就農支援資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

- 歳入歳出予算の補正)
 - 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,936千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,800千円とする。
 - 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

12 諸 支 出 金		△1,258,133	1,981,031	722,898
	1 償還金及び還付加算金	△1,258,133	1,981,031	722,898
13 繰 出 金		13,780	2,736	16,516
	1 繰 出 金	13,780	2,736	16,516
歳 出 合 計		2,247,980	138,355,541	140,603,521

令和5年度産業団地整備事業特別会計補正予算(第1号)

令和5年度山口県の産業団地整備事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ212,701千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48,006千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)
第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)
第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

1 分担金及び負担金		△12,693	27,263	14,570
	1 負 担 金	△12,693	27,263	14,570
3 繰 入 金		△208	444	236
	1 他会計繰入金	△208	444	236
6 県 債		△199,800	233,000	33,200
	1 県 債	△199,800	233,000	33,200
歳 入 合 計		△212,701	260,707	48,006
歳 出 合 計		2,247,980	138,355,541	140,603,521
款 項		補 正 額	補正前の額	計
1 産業団地整備事業費		△212,701	260,707	48,006

1 産業団地整備事業費	△212,701	260,707	48,006
歳 出 合 計	△212,701	260,707	48,006

第2表 繰越明許費	項 目	金額
産業団地整備事業費	産業団地整備事業費	33,233

第3表 地方債補正 (単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前		補 正 後	
	補 限度額	起 債 の 方 法	補 限度額	起 債 の 方 法
産業団地整備事業	233,000	証券借入又は証券発行	33,200	証券借入又は証券発行
		利率は年8.0%以内とする。		利率は年8.0%以内とする。
		元金均等返済方式による。		元金均等返済方式による。
		借入資金の見直しに要するものは、直ちに利率の見直しを行う。		借入資金の見直しに要するものは、直ちに利率の見直しを行う。
		特別の条件は、直ちに利率の見直しを行う。		特別の条件は、直ちに利率の見直しを行う。

令和5年度電気事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和5年度山口県の電気事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和5年度電気事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第1号中「153,639,000KWH」を「132,898,000KWH」に改める。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(号 外-29)

科 目	補正予定額	既決予定額	計
第1款 電気事業収益	△71,808千円	1,829,841千円	1,758,033千円
第1項 営業収益	△70,752千円	1,789,574千円	1,718,822千円
第3項 財務収益	79千円	299千円	378千円
第4項 事業外収益	△1,154千円	13,308千円	12,154千円
第5項 特別利益	19千円	3千円	22千円
支 出			
科 目	補正予定額	既決予定額	計
第2款 電気事業費用	△104,323千円	1,655,072千円	1,550,749千円
第1項 営業費用	△78,384千円	1,566,122千円	1,487,738千円
第2項 附帯事業費用	△33,151千円	54,181千円	21,030千円
第3項 財務費用	△25千円	635千円	610千円
第4項 事業外費用	7,228千円	31,131千円	38,359千円
第5項 特別損失	9千円	3千円	12千円
(資本的収入及び支出)			
第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。	収 入	入	
科 目	補正予定額	既決予定額	計
第3款 資本的収入	2,927千円	1,102,322千円	1,105,249千円
第3項 資本剰余金	4,229千円	1千円	4,230千円
第5項 雑収入	△1,302千円	2,320千円	1,018千円
支 出			
科 目	補正予定額	既決予定額	計
第4款 資本的支出	△575,417千円	898,426千円	323,009千円
第1項 建設費	△412,083千円	566,000千円	153,917千円
第2項 改良費	△163,345千円	308,904千円	145,559千円
第4項 償還金	11千円	20,421千円	20,432千円
(議会の議決を経なければ流用することできない経費)			
第5条 予算第8条中「職員給与費431,484千円」を「職員給与費395,025千円」に改める。			
令和5年度工業用水道事業会計補正予算(第2号)			
(総則)			
第1条 令和5年度山口県の工業用水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定める			

ところによる。
 (業務の予定量)
 第2条 令和5年度工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第1号中「571,718,000㎡」を「571,727,000㎡」に改める。
 (収益的収入及び支出)
 第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	補正予定額	既決予定額	計
第1款 工業用水道事業収益	69,747千円	7,091,103千円	7,160,850千円
第1項 営業収益	61,863千円	6,595,549千円	6,657,412千円
第2項 営業外収益	7,884千円	495,551千円	503,435千円
支 出			
科 目	補正予定額	既決予定額	計
第2款 工業用水道事業費用	△83,786千円	6,718,610千円	6,634,824千円
第1項 営業費用	△266,902千円	6,520,959千円	6,254,057千円
第2項 営業外費用	170,607千円	187,648千円	358,255千円
第5項 特別損失	12,509千円	3千円	12,512千円
(資本的収入及び支出)			
第4条 予算第4条中「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,082,593千円は、過年度分損益勘定留保資金2,778,681千円及び当年度資本的収支調整額303,912千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,211,244千円は、過年度分損益勘定留保資金2,375,955千円、減債費立金680,271千円及び当年度資本的収支調整額155,018千円で補てんするものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。	収 入	入	
科 目	補正予定額	既決予定額	計
第3款 資本的収入	△871,377千円	1,879,724千円	1,008,347千円
第1項 企業債	△835,400千円	1,090,000千円	254,600千円
第4項 資本剰余金	92,336千円	524,601千円	616,937千円
第6項 雑収入	△128,313千円	259,688千円	131,375千円
支 出			
科 目	補正予定額	既決予定額	計
第4款 資本的支出	△742,726千円	4,962,317千円	4,219,591千円
第2項 改良費	△742,758千円	3,798,824千円	3,056,066千円

令和6年3月29日 山口県

第4項 償 還 金 32千円 1,151,974千円 1,152,006千円
 (企業債)
 第5条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起 債 の 目 的	補 正 前		補 正 後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
小瀬川工業用水道改良 資金	千円 50,000	証券借入又は銀行 借入	千円 11,700	証券借入又は銀行 借入
富田夜市川工業用水道 改良資金	20,000	年8.0%以内の 利率で借入する 資金に、貸付金 の利息を充当し、 残りの見直し後 の利率に引き上 げる。	4,700	年8.0%以内の 利率で借入する 資金に、貸付金 の利息を充当し、 残りの見直し後 の利率に引き上 げる。
佐波川工業用水道改良 資金	180,000	30年以内の元金均 等償還の先とし、 償還の先と条件 による。	42,000	30年以内の元金均 等償還の先とし、 償還の先と条件 による。
厚狭川工業用水道改良 資金	280,000	30年以内の元金均 等償還の先とし、 償還の先と条件 による。	65,400	30年以内の元金均 等償還の先とし、 償還の先と条件 による。
厚狭川工業用水道改良 資金	60,000	30年以内の元金均 等償還の先とし、 償還の先と条件 による。	14,000	30年以内の元金均 等償還の先とし、 償還の先と条件 による。
木屋川工業用水道改良 資金	500,000	30年以内の元金均 等償還の先とし、 償還の先と条件 による。	116,800	30年以内の元金均 等償還の先とし、 償還の先と条件 による。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)
 第6条 予算第9条中「職員給与費727,616千円」を「職員給与費716,453千円」に改め
 る。

令和5年度流域下水道事業会計補正予算 (第2号)

(総則)

第1条 令和5年度山口県の流域下水道事業会計の補正予算 (第2号) は、次に定める
 ところによる。

(業務の定量)

第2条 令和5年度流域下水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第2条第2号中
 「11,818,068m³」を「10,244,950m³」に改め、同条第3号中「32,378m³」を「28,068
 m³」に改める。
 (収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の子定額を次のとおり補正する。

科 目	補正予定額	既決予定額	計
第1款 流域下水道事業収益	△124,620千円	1,838,937千円	1,714,317千円

第1項 営業収益 △146,999千円 914,535千円 767,536千円
 第2項 営業外収益 22,379千円 924,402千円 946,781千円

科 目
 補正予定額 既決予定額 計
 第2款 流域下水道事業費用 △124,620千円 1,838,937千円 1,714,317千円
 第1項 営業費用 △100,163千円 1,801,250千円 1,701,087千円
 第2項 営業外費用 △24,457千円 37,687千円 13,230千円
 (資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の子定額を次のとおり補正する。

科 目
 補正予定額 既決予定額 計
 第3款 資本的収入 △16,125千円 536,852千円 520,727千円
 第1項 企業債 100千円 123,600千円 123,700千円
 第2項 国庫支出金 △4,500千円 139,000千円 134,500千円
 第3項 負担金 △11,725千円 274,252千円 262,527千円

科 目
 補正予定額 既決予定額 計
 第4款 資本的支出 △16,125千円 536,852千円 520,727千円
 第1項 建設改良費 △5,969千円 228,808千円 222,839千円
 第2項 固定資産購入費 △2,425千円 6,360千円 3,935千円
 第3項 償還金 △7,731千円 301,684千円 293,953千円

第5条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起 債 の 目 的	補 正 前		補 正 後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
流 域 下 水 道 事 業	千円 123,600	証券借入又は銀行 借入	千円 123,700	証券借入又は銀行 借入
		年8.0%以内の 利率で借入する 資金に、貸付金 の利息を充当し、 残りの見直し後 の利率に引き上 げる。		年8.0%以内の 利率で借入する 資金に、貸付金 の利息を充当し、 残りの見直し後 の利率に引き上 げる。

			の利率に よる。			の利率に よる。	
--	--	--	-------------	--	--	-------------	--

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
第 6 条 予算第 9 条中「職員給与費 39,096 千円」を「職員給与費 38,943 千円」に改める。

令和六年三月二十九日印刷
令和六年三月二十九日発行

発行人所

山口県知事庁